

令和8年度

危機管理マニュアル



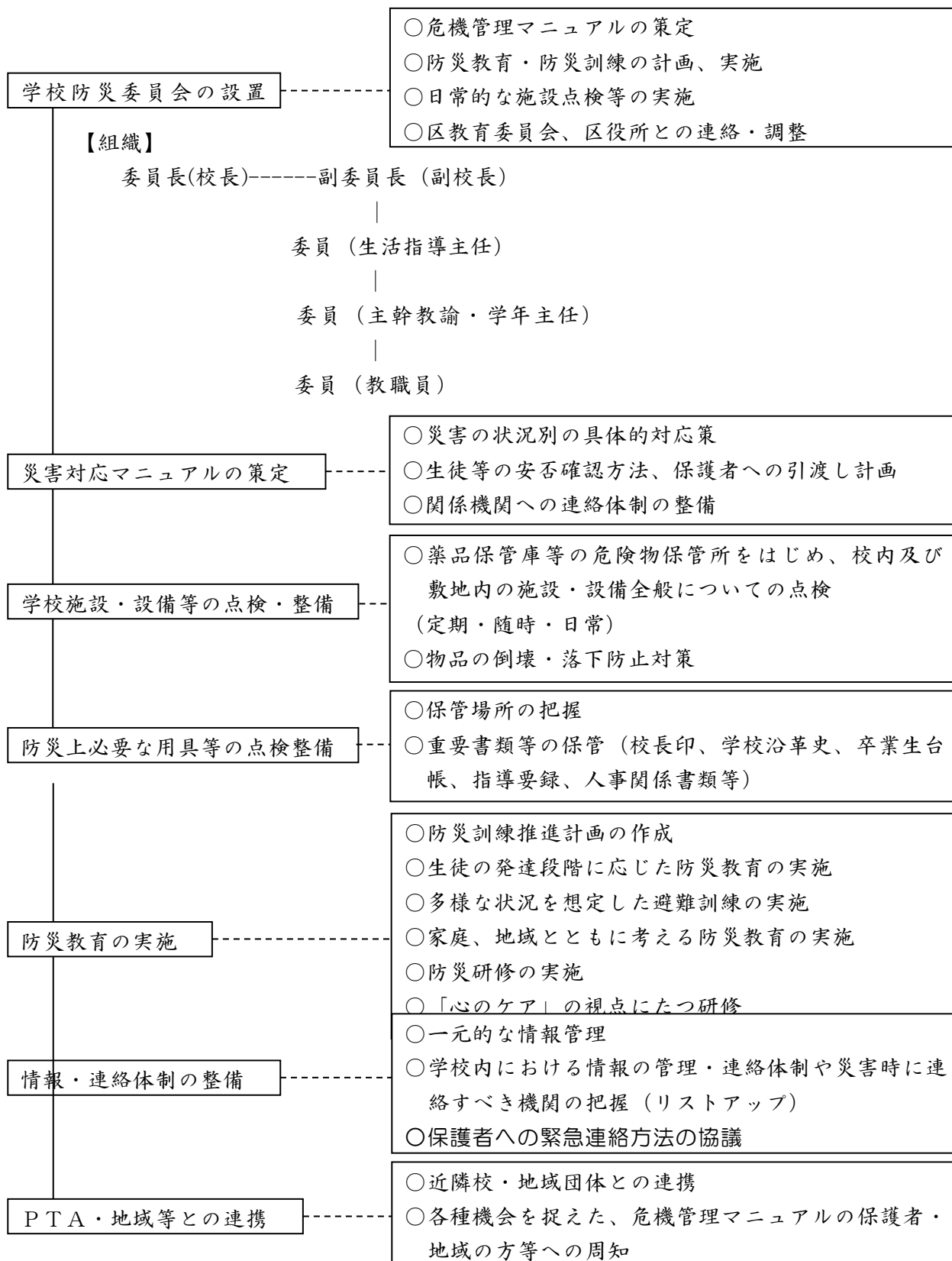
江戸川区立小松川中学校

もくじ

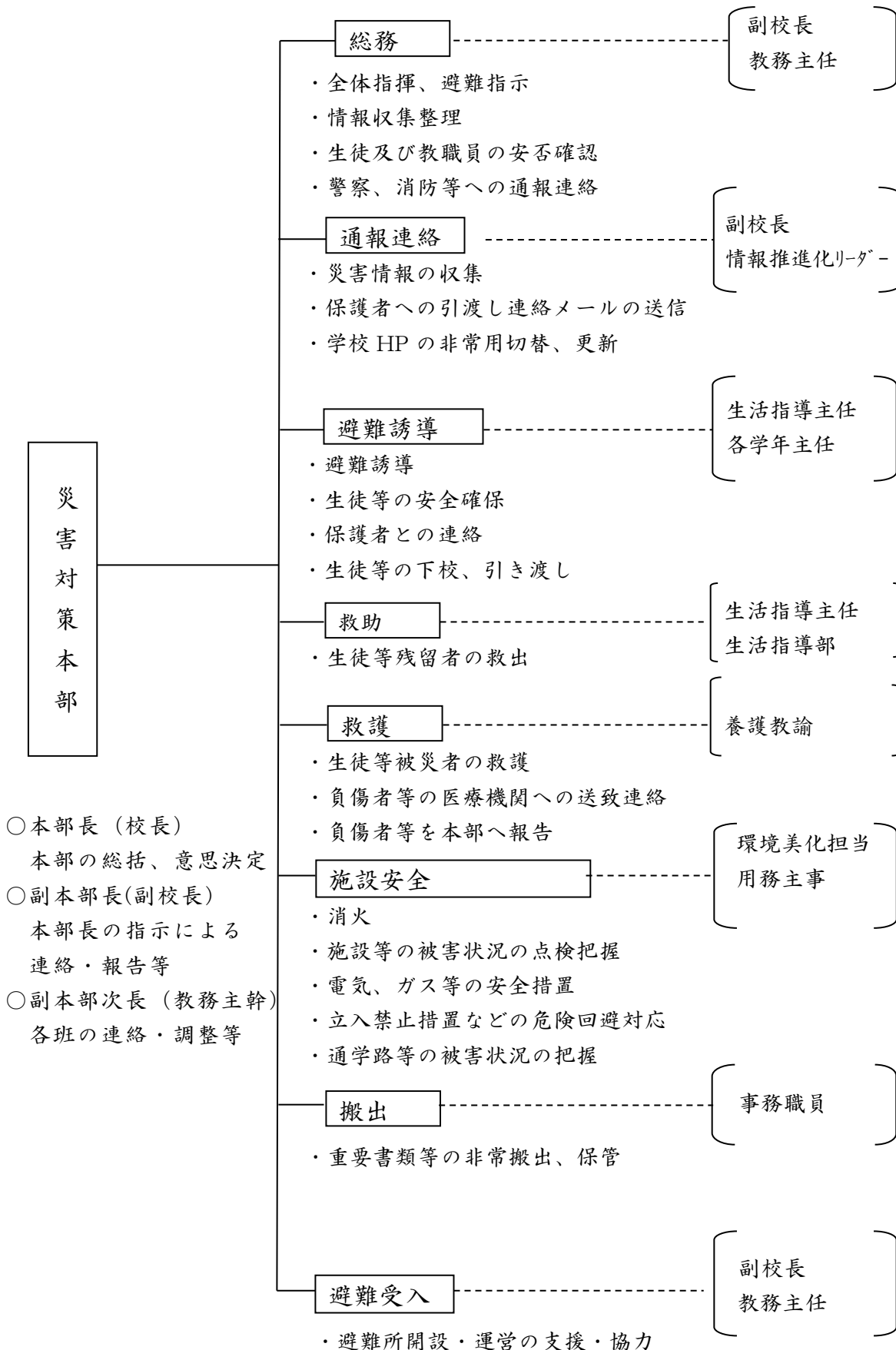
1	本校の防災体制について	P 2
2	地震への対応について	P 4
3	火災への対応について	P 1 1
4	不審者への対応について	P 1 3
5	事故対応について	P 1 8
6	熱中症への対応について	P 2 1
7	主要連絡先一覧	P 2 3

1 本校の防災体制について

(1) 日常的な学校防災活動

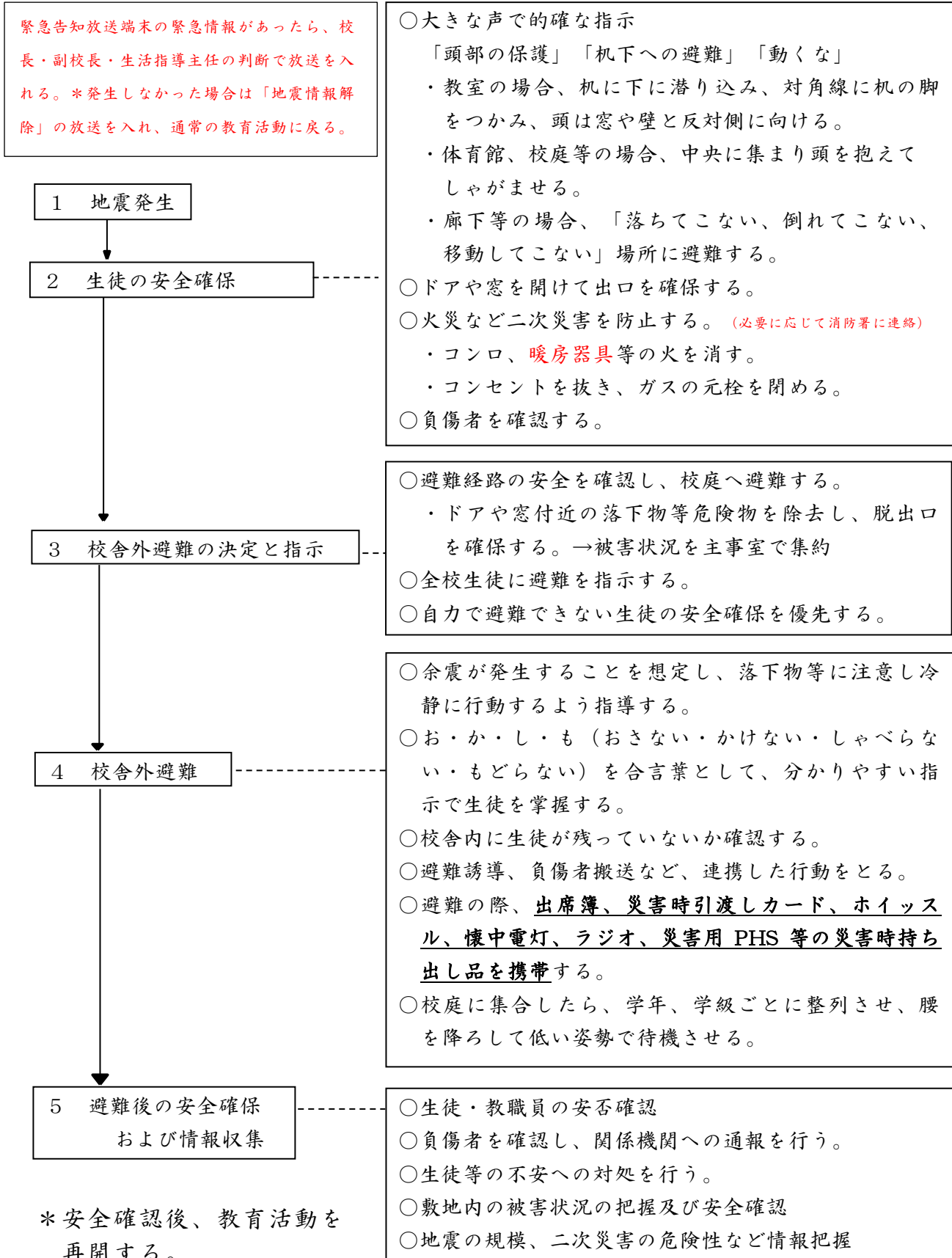


(2) 学校災害対策本部組織



2 地震への対応について

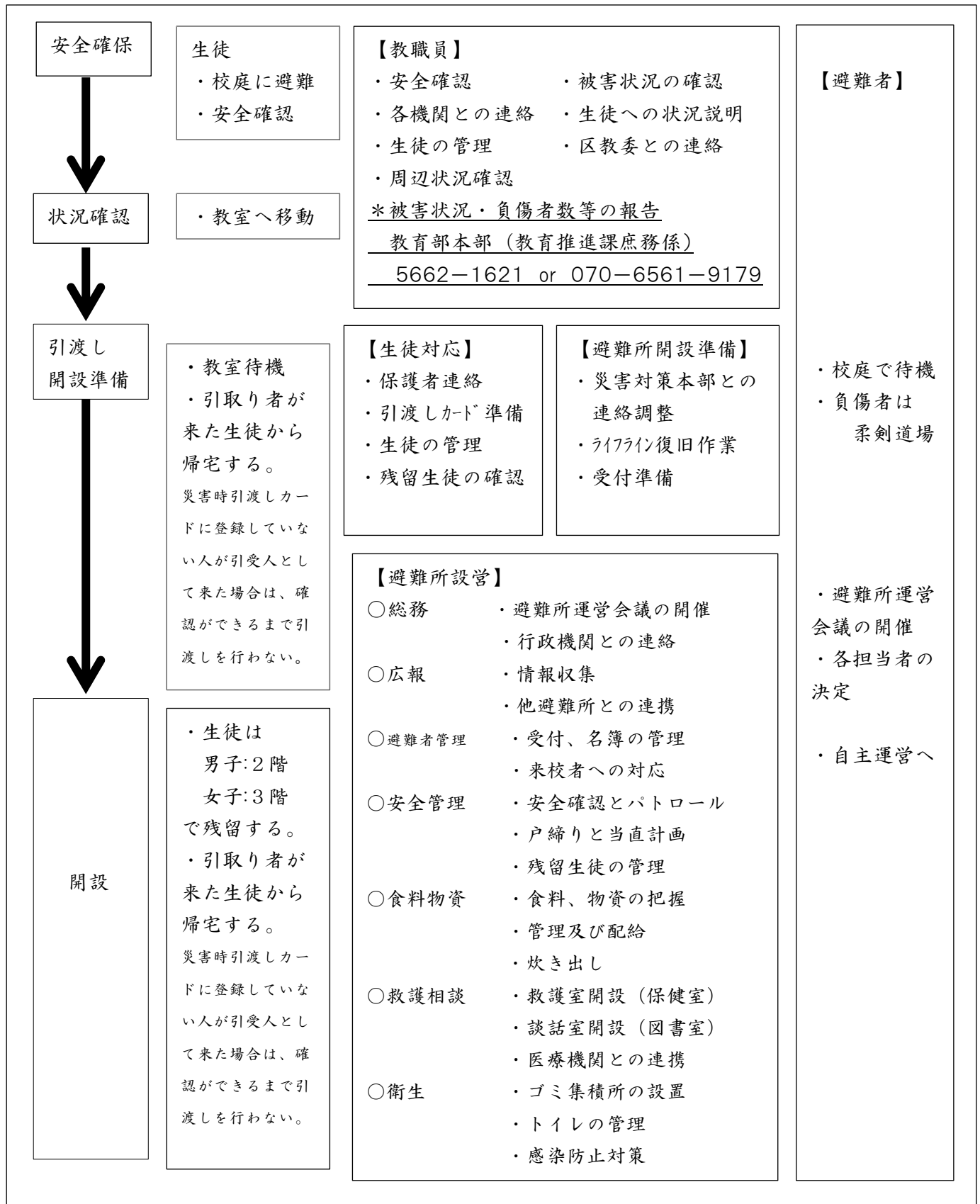
(1) 教職員在校時に発災した場合の対応



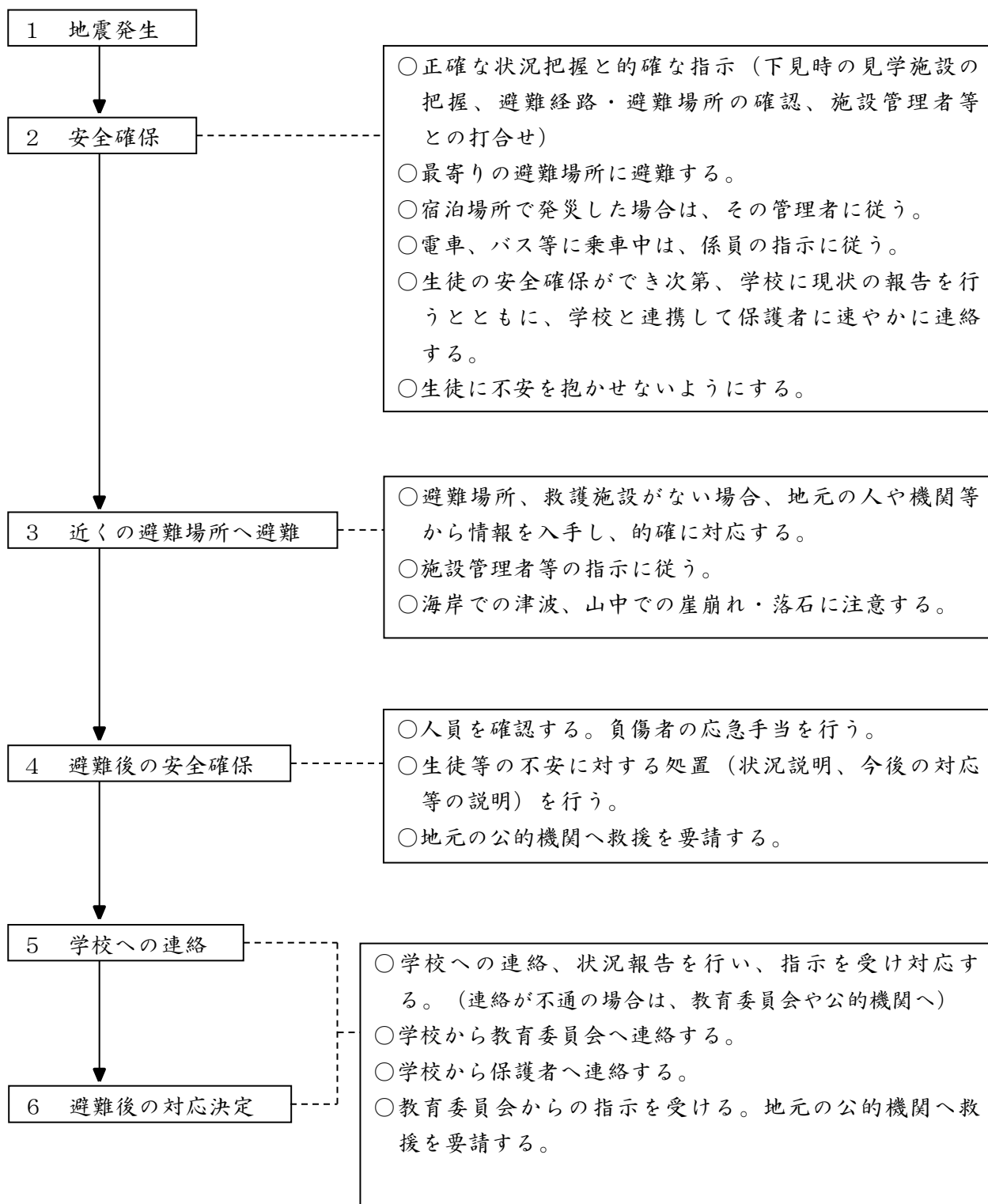
ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

安全を確認後、集団下校

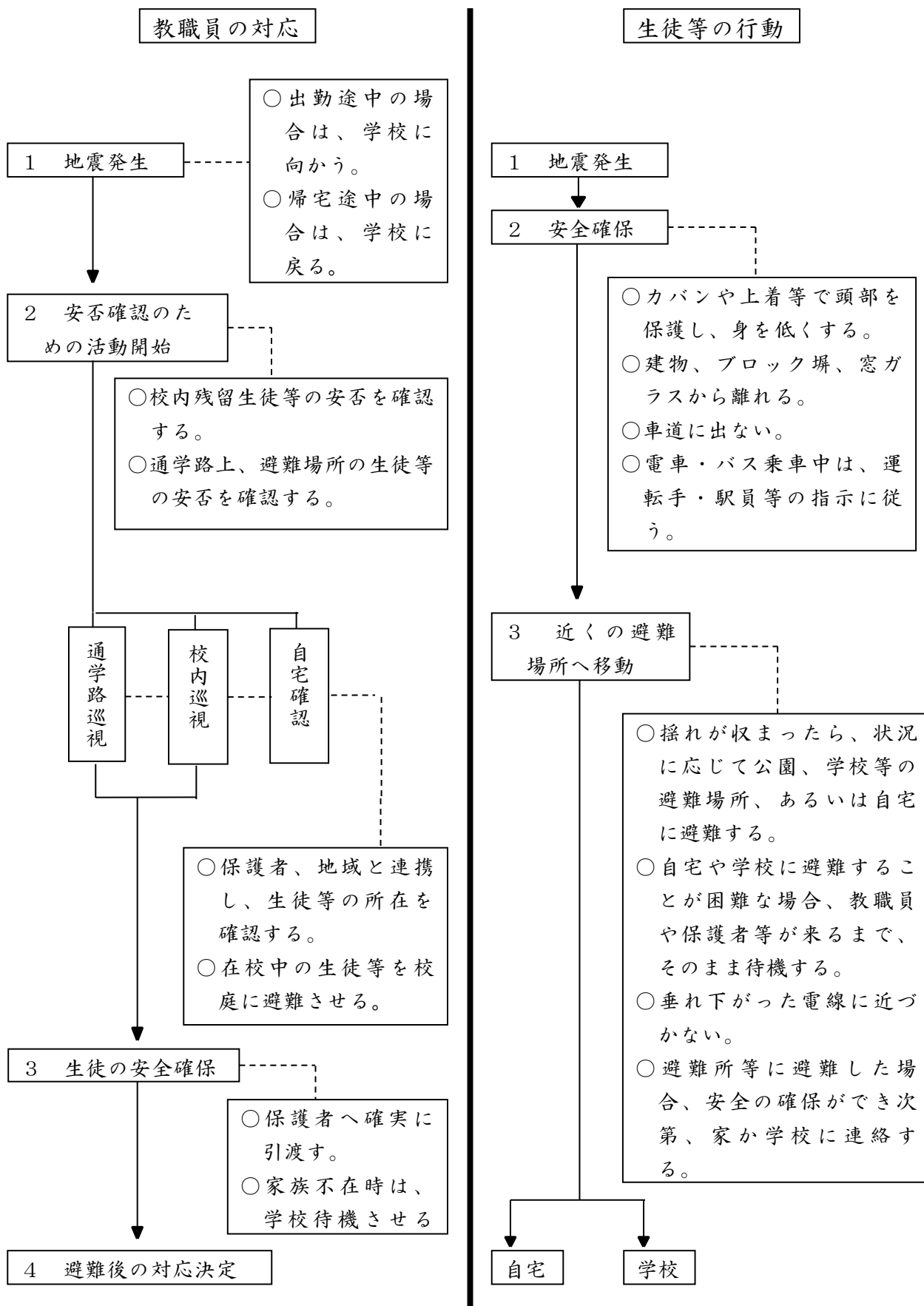
イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合



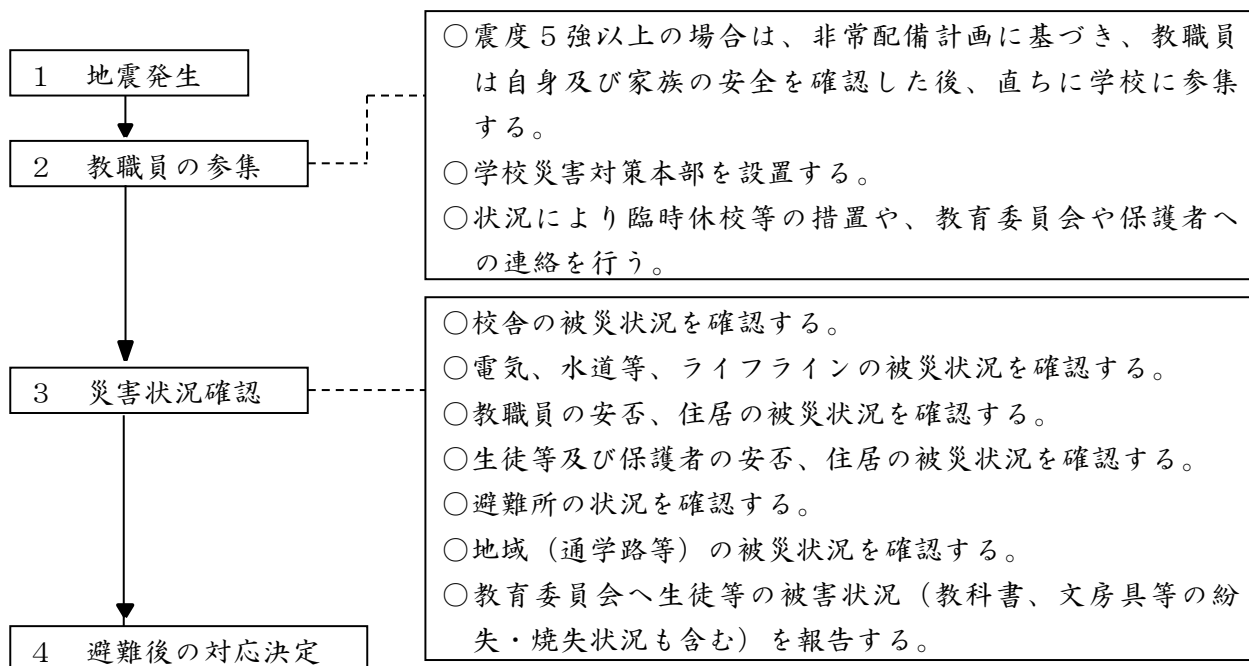
(2) 校外活動中に発災した場合の対応



(3) 登下校時に発災した場合の対応



(4) 教職員在校時外の対応



(5) 学校教職員非常配備計画

時間の流れ →

地震	勤務時間内 発災	非常配備態勢	平常時の 態勢
	勤務時間外 発災		

震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ① 在校する生徒の安全確保
- ② 外出している生徒の安全確保
- ③ 教職員の安全確保
- ④ 保護者への引渡し連絡

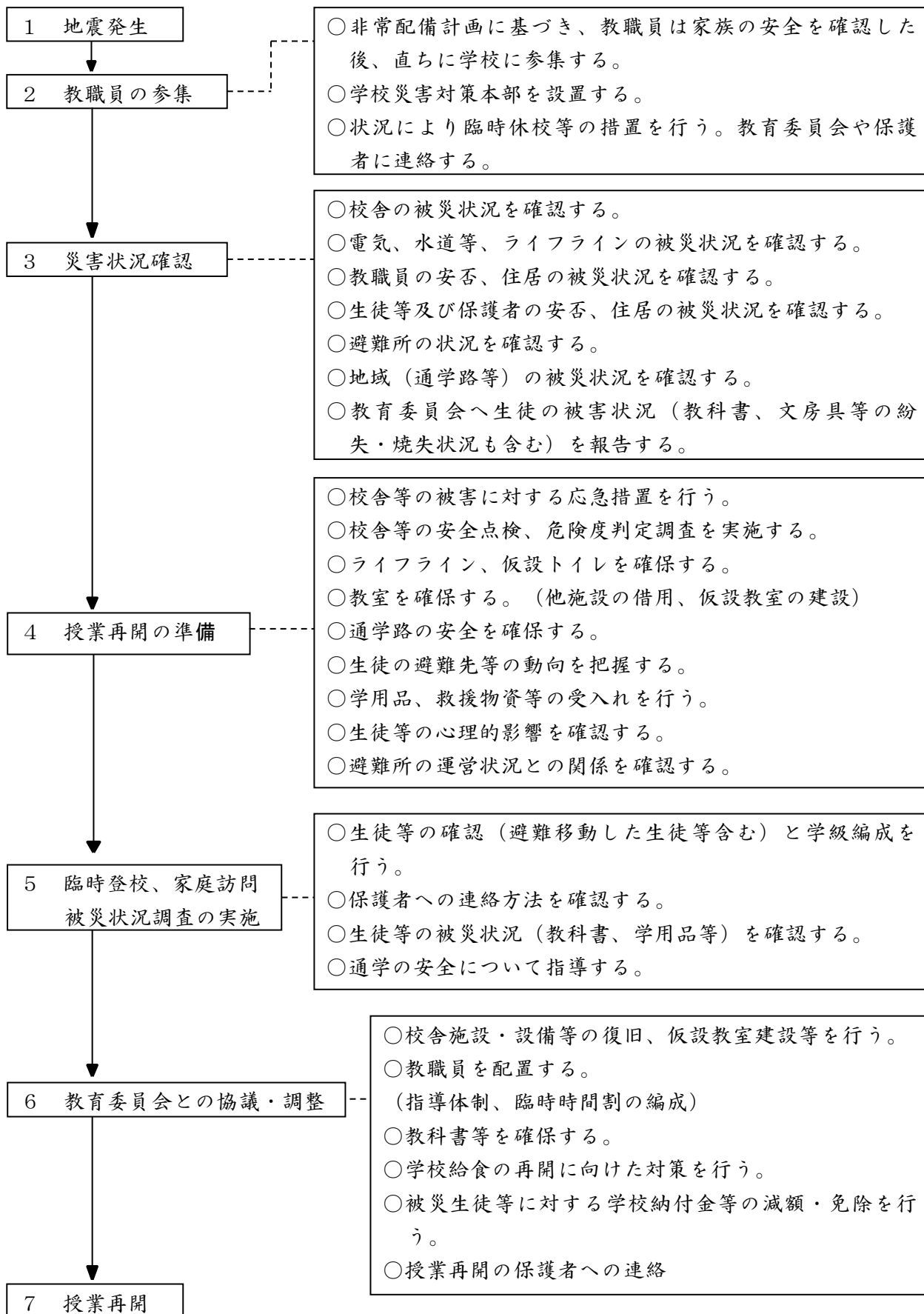
[2] 被害状況の確認

- ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ② 建物および施設周辺の状況確認
- ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(6)授業再開に向けた対応マニュアル



(7) 警戒宣言発令時の対応

I 注意情報発令時の対応

- ① 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- ② 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- ③ 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

II 警戒宣言が発せられた場合の措置

① 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童・生徒は校内で保護する。

② 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

③ 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。

◎ 留意事項

■ 平常時

- (1) 職員室内に各学年の在籍数を見やすいように掲示しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■ 授業中（教員が指導しているとき）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出席番号順に整列させ、教科担当者は出席簿を持っていく。

2 避難中

火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。

3 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- (2) 教科担任が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 教科担任は、副校長（不在時は生活指導主幹）に報告をする。

「〇年〇組、〇名、異常ありません」

*登校しているのにその場にはいない場合

「〇年〇組、〇〇名、〇〇君がいません」

<避難完了>

- (4) 担任がクラスにつく。

■ 休み時間等（教員が指導していないとき）… 生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓を開け、カーテンを束ねる。扉をしめ、電気を消す。

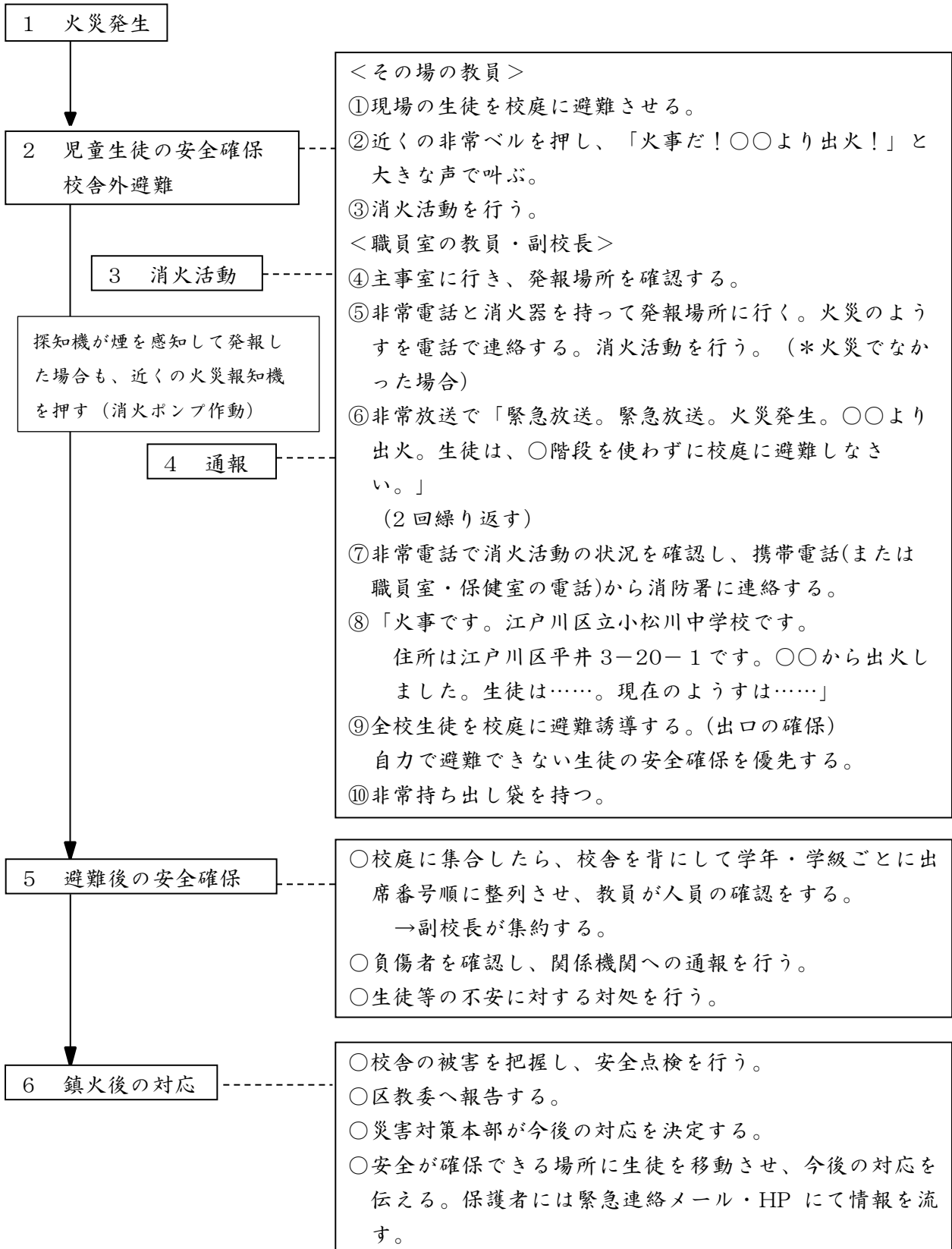
2 避難中

- (1) 火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

3 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

3 火災への対応について



*火災でなかった場合

非常ベルが間違っって押された場合には、主事室の警報盤横の

マニュアルにより復旧作業を行う。

◎ 留意事項

■ 平常時

- (1) 職員室内に各学年の在籍数を見やすいように掲示しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■ 授業中（教員が指導している時）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出席番号順に整列させ、教科担当者は出席簿を持っていく。

2 避難中

ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。

3 人員確認

- (1) 校舎を背にして(火を見せない)、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
*少人数指導の場合もクラスごとに並ばせる。
- (2) 教科担当が、生徒の肩を叩いて点呼を行い、その場にしゃがませる。
- (3) 教科担当は、副校長（不在時は生活指導主任）に報告する。

「〇年〇組、〇名、異常ありません」

*登校しているのにその場にはいない場合

「〇年〇組、〇〇名、〇〇君がいません」

<避難完了>

- (4) 担当がクラスにつく。

■ 休み時間等（教員が指導していない時）… 生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2 避難中

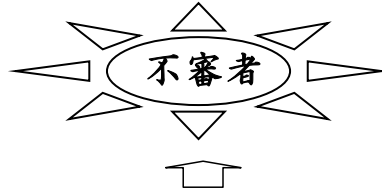
- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

3 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

4 不審者への対応について

(1) 第一次対応 (不審者発見時の対応)



<発見者>

- 直ちに職員室 (もしくは近くの職員) に応援を依頼するとともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
 - 不審者へ対応 (現場近くの複数人で対応) する。不法侵入は即 110 番。
 - 氏名・学校名・用件等を聞き、速やかに引き取らせる。
 - 生徒の安全を確保 (避難・誘導・応急処置) する。
- *男性教員が対応、女性教員が生徒指導。不審者は原則、校内に入れない。

<近くの職員> 応援

- ※ 校長、副校長への連絡
- 他校性の場合は関係校に至急連絡し、生活指導主任又は副校長に来校を要請する。
- 教員で対応できない場合は校長判断で 110 番通報。(通報は原則的に校長・副校長・生活指導主任)
- 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす
- 生徒の安全確保 (避難・誘導・応急処置)
- 防火扉等を利用し、不審者と生徒を遮断する

職員室・事務室 連絡

警察

養護教諭
※負傷者があった場合、応急手当、医療機関に連絡付き添い

- 侵入場所へ駆けつける (複数の職員)
- 非常通報装置を押す (学校 110 番)
 - 非常放送 (生徒の避難・誘導指示)
 - 現場の情報収集を行う
- ※養護教諭への連絡 ※医療機関への連絡
- ※警察への連絡 ※教育委員会への連絡

校長・副校長
在職員室教員
事務職員

連絡 指示

避難場所
体育館、
校庭、
その他
校長が指示する場所

非常放送による指示

各教室の対応 (生徒の安全確保)

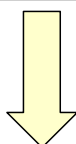
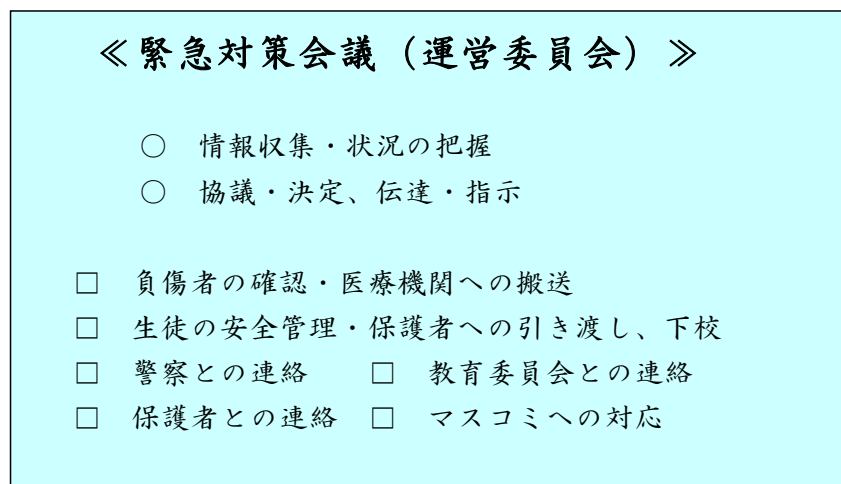
- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ 2 次避難をする。
- 生徒の避難・誘導 (学級担任・教科担任)

教育委員会
・対応指示
・応援

※警察への通報

通常は、小松川警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置 (学校 110 番) を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

(2) 第2次対応 (事件直後の対応)



《救急措置》

- 応急処置
(発見者・養護教諭等)
- 医療機関への搬送、
連絡調整
(養護教諭)
- 負傷者の人数・氏名・
程度等の把握
(養護教諭)
- 負傷した生徒の
保護者への連絡・対応
(副校長、学級担任)

《生徒管理》

- 生徒の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡
しの指揮
(生活指導主任)
- P T Aとの連絡
(副校長)
- 保護者への連絡
(各学級担任、
情報推進リーダー、
副校長)

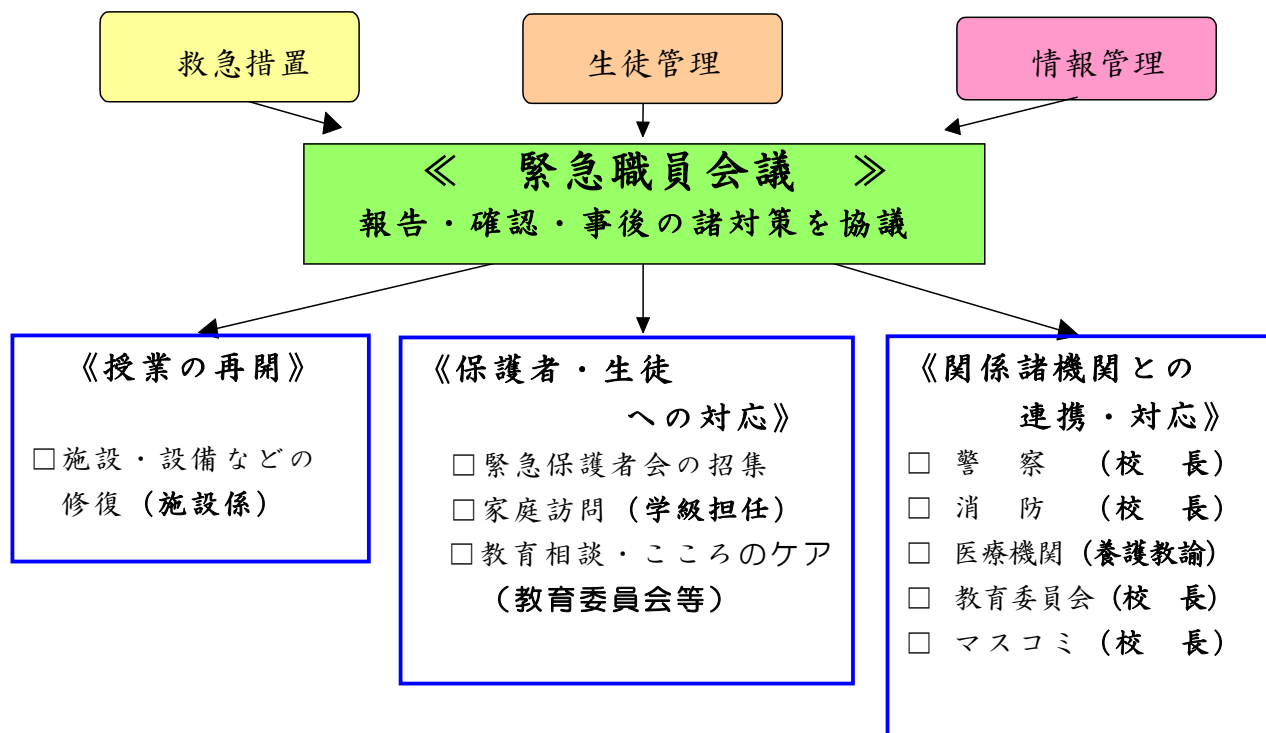
《情報管理》

- 情報収集・状況の
把握・伝達・記録
(教務主任)
- 警察・教育委員会・
マスコミへの対応
(校長)
- 保護者・地域への対応
(副校長)

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。

また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

(3) 第3次対応 (事件後の対応・措置)



(4) 生徒の避難誘導

1 教職員の誘導體制	
副校長 (又は主幹)	非常放送 (避難場所の指示)
各学級担任・授業担当者	生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留生徒の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所 (危険場所) を避けた避難経路を確認し、直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、生徒の避難・誘導にあたる。

(5) 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

生徒の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、 校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
連絡	教務主任	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	生徒の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	生徒の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の生徒の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	副担任	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、生徒の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

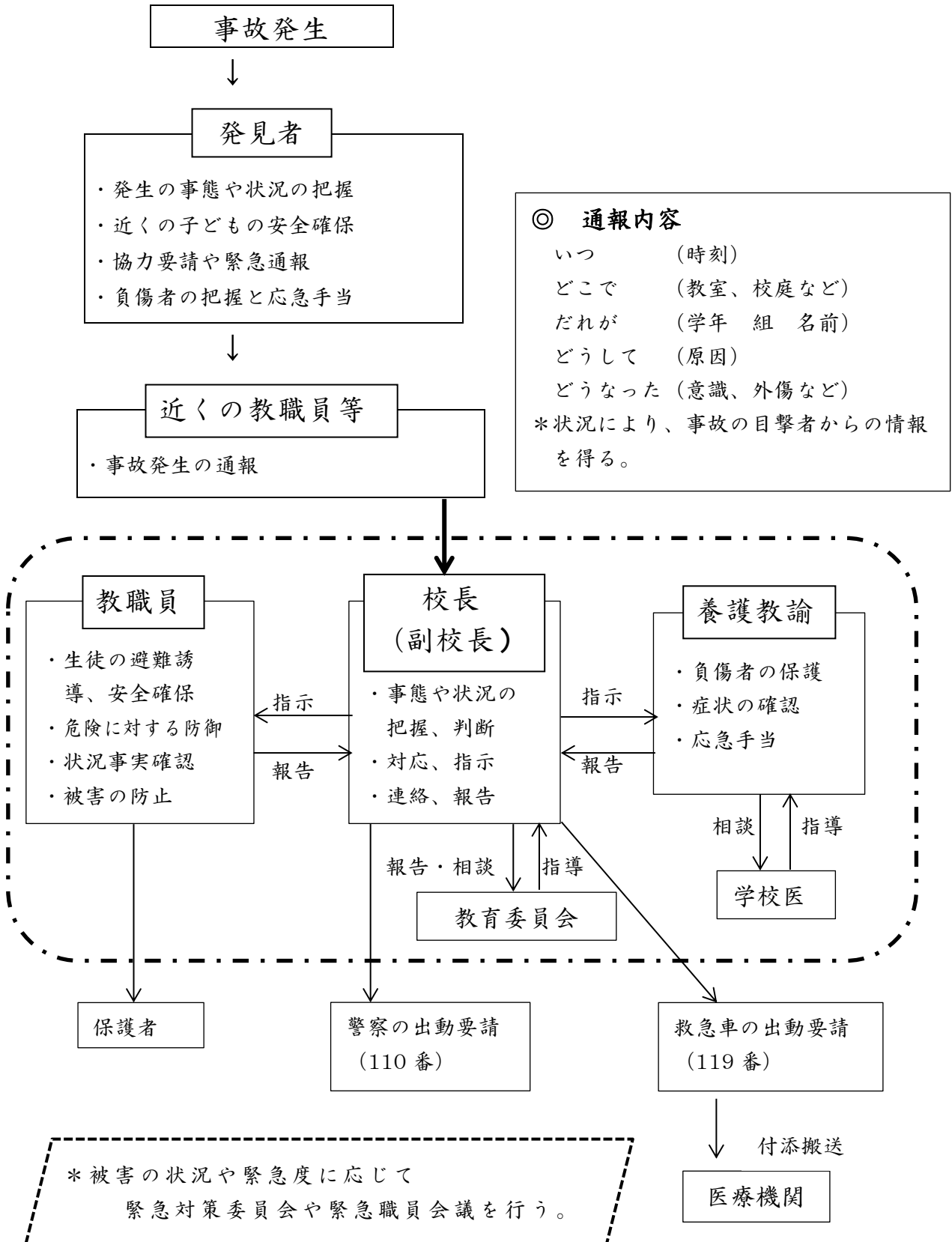
(6) その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、生徒の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

5 事故対応について

(1) 事故現場での対応体制



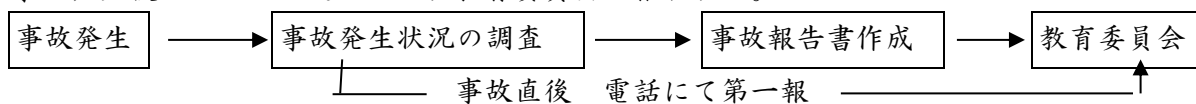
(2) 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態や状況の把握、判断 ・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・ 防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車の出動要請 ・ 警察の出動要請 ・ 保護者への連絡 ・ 教育委員会への報告 ・ 報道機関との対応 ・ 記録
避難誘導	学級担任教 科担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への誘導 ・ 避難場所での安全確保
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の保護 ・ 症状の確認 ・ 応急手当 ・ 健康状態の把握 ・ 心のケア

(3) 事故発生後の報告と事後処理

ア 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



イ 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

ウ 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

エ 一般生徒への指導

- ・一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

オ 対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

カ 保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立小松川中学校です。」

「住所は江戸川区平井松島3-20-1です。」

「電話番号は、03-3683-8013です。」

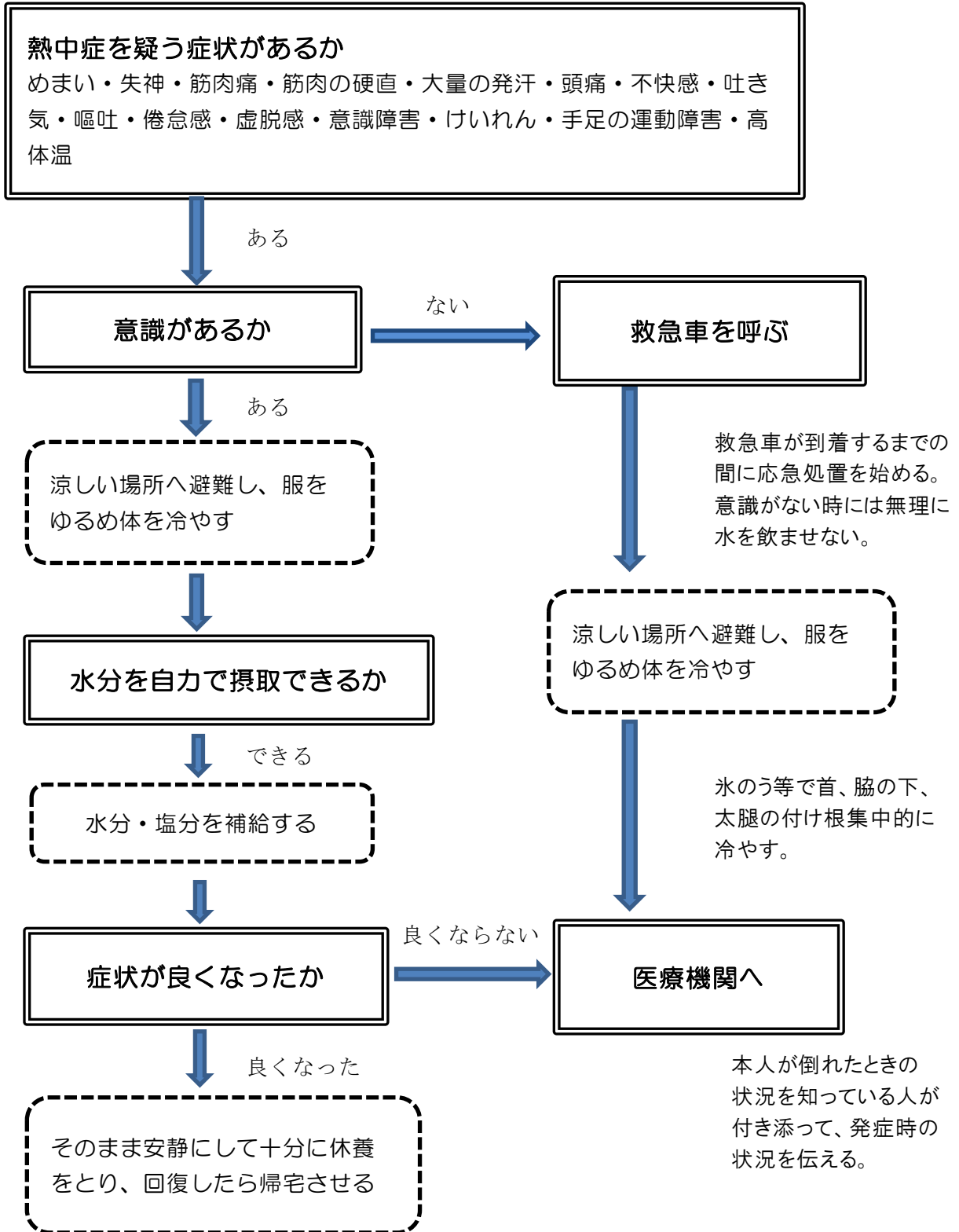
「けが人(病人)は中学校〇年生、男子、(けがの起きた状況)」

「けがの状態(病気の症状)は・・・・・・・・」

◎正門(あるいは夜間学級通用門)を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

6 熱中症への対応について

(1) 熱中症の応急処置



(2) 熱中症の危険信号

☆次の症状が生じている場合、重度の熱中症の可能性がある。

- ◎高い体温
- ◎赤い・熱い・乾いた皮膚（全く汗をかかない、触るととても熱い）
- ◎ズキンズキンする頭痛
- ◎めまい、吐き気
- ◎意識の障害（応答が異常である、呼びかけに反応がないなど）

(3) 運動に関する指針

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT 31℃では、特別の場合以外は運動を中止する
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い生徒、暑さになれていない生徒は運動を中止させる。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

※WBGT温度：Wet-Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称。湿度・熱環境・気温の3つを総合して専用の機器を使用し測定される。